

簡易建築物(仮設物)の設置について

〔 昭和 35 年 8 月 18 日
蔵 管 第 1828 号 〕

改正 昭和 41 年 3 月 28 日蔵国有第 896 号

大蔵省管財局長から各省(庁)官房長及び各財務局長宛

公務員宿舎に居住している職員が当該宿舎の敷地内に自費で簡易建築物(以下「仮設物」という。)を設置しようとして、国家公務員宿舎法施行規則第 21 条第 1 項の規定により承認を求めてきた場合は、同条第 2 項の規定によるほか、下記の諸点に留意し原則として承認してさしつかえない。

記

- 1 仮設物の延べ面積は 10 平方メートル以下とすること。
- 2 仮設物の基礎は、撤去の際簡単に原状回復できるものとする。
- 3 設置に当つて必要となる建築基準法等法令に基づく措置は、当該設置する職員において講ずること。